

令和 7 年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
子育て応援課	親の回復支援プログラム事業業務	令和7年4月1日	一般社団法人富田林市人権協議会	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	1,561,001	これまでの虐待防止が児童の保護を第一に考えるのとは異なり、虐待した親（虐待してしまいそうな親）の回復支援を行う事業	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	富田林市人権協議会は本市が委託する以前より、親の回復支援プログラムについて大阪府の助成を受けて実施した実績があり、虐待した親の回復支援という極めて特殊で専門的な知識を有する職員とプログラム実施のノウハウの両方を持っているため。
子育て応援課	富田林市発達障がい児等療育支援事業に係る業務	令和7年4月1日	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	8,840,000	発達障がい等により社会生活に支障のある在宅の児童に対して、専門的な個別療育を実施することで、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選定業者は大阪府の設置する大阪府発達支援拠点の実施事業者であり、発達障がい児に対する療育訓練等の長年にわたる事業実績を有する同事業団に委託することが適当と考えられるため。
子育て応援課	富田林市民限定発達障がい児等療育支援事業に係る業務	令和7年4月1日	社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	4,400,000	発達障がい等により社会生活に支障のある在宅の児童に対して、専門的な個別療育を実施する発達障がい児等療育支援事業について、本市民限定の受入枠を20名追加する事業です。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選定業者は大阪府の設置する大阪府発達支援拠点の実施事業者であり、発達障がい児に対する療育訓練等の長年にわたる事業実績を有する同事業団に委託することが適当と考えられることに加えて、同様の事業を同事業団に委託して実施するため。
子育て応援課	令和7年度富田林市地域子育て相談機関運営業務	令和7年4月1日	光久福祉会、ネットワークすこやか、ふらっとスペース金剛、グランマの魔法の手	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	7,704,000	地域子育て支援拠点施設にて、「地域子育て相談機関」を設置することにより、子育て世帯との接点を増やし、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やすことに繋げるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない世帯への支援等について、他の関係機関と連携の上、相談対応や情報発信、子育て世帯とつながる工夫等に努める。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国の要綱で「保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点施設、児童館等」への設置が定められており、本市では利用者にとって敷居が低く、身近に相談できる場所として、保育士等の有資格者を多数揃え、子育てヘルパー派遣等の事業を実施し、つどいの広場を運営している「地域子育て支援拠点施設」を委託先とし、事前の意向確認調査により受託意向のあった4法人との随意契約を行う。
こども育成課	地方公共団体情報システムの標準化に関わる子ども・子育てシステム移行業務	令和7年7月3日	日本事務器株式会社　関西支社	令和7年7月4日　～　令和8年3月31日	47,924,800	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）に基づき、各地方自治体は令和7年度までに国が定めた標準準拠システムへの移行を目指しています。国が目指す姿としては、各地方自治体は原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担を軽減するため、標準化システムへの移行業務を行う。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	国が定める期限内にシステム提供が可能かを確認するため、市ウェブサイトで情報提供依頼を行った。その結果、標準化対応が可能と回答したのは現行システムの提供事業者のみであり、他事業者からは「対象業務システムの取り扱いがない」「人的リソース不足」との理由で提供見込みがない旨の回答があった。このため、現行事業者以外での調達は見込めない。
こども育成課	令和7年度子供・子育て支援システム「こあら」「ひつじ」保守契約	令和7年4月1日	日本事務器株式会社　関西支社	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	2,112,000	本システムの正常な運用を維持するための保守業務（本体のハードウェア含む）また、本システムに関する相談、国の指定による項目の追加、削除、変更など、事業実績報告書の一部を変更する場合等のプログラム変更の業務保守を委託するものです。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在導入している子ども・子育て支援システム「こあら」「ひつじ」は、日本事務器株式会社関西支社が開発した独自のシステムであり、システム保守につきましては、他社では業務処理が不可能であるため。
こども育成課	令和7年度富田林市体調不良児対応型病児保育事業業務（げんき桜桃保育園）	令和7年4月30日	社会福祉法人千早赤阪福祉会	令和7年5月1日　～　令和8年3月31日	3,258,000	保育所・認定こども園等において、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応や通所する児童に対して保健的な対応を図るもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	体調不良児対応型病児保育事業は、保育所等において、児童が保育中に熱を出す等、体調不良となった場合において、安心かつ安全な体制を確保して、当該児童に緊急的な対応及び保健的な対応等を実施する事業です。事業実施に必要な人員・設備等の基準を満たしているため。
こども育成課	令和7年度富田林市立病児対応型病児保育事業業務	令和7年4月1日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	11,020,500	市内に在住する児童が病気の回復期に至っていないが、病状の急変などの入院治療の必要がなく、保護者による保育を行うことが困難な状況にある場合に、その児童を適切な処遇が確保される施設において、一時的に保育する業務を委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	病児対応型病児保育事業について、国基準の実施場所及び職員配置を満たすことができる施設は、現在、市内では、社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会が運営する「富田林病院なでしこ保育園」以外にありません。 風邪や発熱など急な病気にかった児童を保育するという本事業の性質上、利用者の利便性等を勘案すると市内の施設が最良であると考えるため。
こども政策課	富田林市こども計画策定支援業務	令和7年6月2日	株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所	令和7年6月3日　～　令和8年3月31日	6,490,000	令和5年4月のこども基本法の施行に伴い、市町村こども計画を策定することが努力義務化され、本市においても「富田林市こども計画」を策定する必要があることから、策定に係る業務を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども計画の策定にあたり、「富田林市こどもの権利条例」制定事業で実施した調査結果を活用する等、条例制定事業との連携・連動が不可欠であり、また本業務と権利条例制定業務を一体的に行うことで経費節減効果等も見込めることから、権利条例制定業務を委託した（株）ジャパンインターナショナル総合研究所との随意契約を希望します。
こども政策課	富田林育児ヘルパー派遣業務	令和7年4月1日	ふらっとスペース金剛、ネットワークすこやか、富田林福祉公社	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	1,518,750	本業務は、産前産後において心身の不調等により家事・育児等が困難な家庭に家事等を援助するためのヘルパー派遣に関する業務を委託するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本事業は、妊娠中又は出産後において親族等の支援がなく、心身の不調により家事や育児が困難な者に対して育児ヘルパーを派遣するもので、ヘルパー派遣により対象者への効果的な支援を提供できる事業者との業務委託契約を締結するものです。平成28年度事業開始時は公募プロポーザル方式による審査を経て5事業者と随意契約を行いました。令和2年度及び令和7年度にそれぞれ1事業者の辞退があったため3事業者との随意契約を希望するものです。
こども政策課	富田林市つどいの広場事業運営業務〔3日型（地域支援含む）〕	令和7年4月1日	一般社団法人グランマの魔法の手	令和7年4月1日　～　令和8年3月31日	6,088,000	主に0～3歳の乳幼児とその親が気軽につどい、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための場を提供することで、子育て中の親の負担感を軽減するとともに、子育て相談等の実施により地域の子育て環境の充実及び虐待予防を図る。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	令和6年度富田林市つどいの広場事業委託事業者選定委員会において、一般社団法人グランマの魔法の手が承認された。つどいの広場を運営するにあたり、充実した体制を確保し、利用者からも安心して利用していただいております。事業効果が高いことから随意契約を希望するものです。

令和 7 年度随意契約一覧表【こども未来部】

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）	契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
児童館	令和7年度 富田林市立児童館昼食配食業務（単価契約）	令和7年6月10日	ナフス南株式会社	令和7年6月11日 ～ 令和8年3月31日	1,650,000	児童館施設において、小学校給食のない土曜日及び小学校長期休業期間において、児童館に通う児童に配食による昼食提供を行い、子育てしやすい環境を整え、保護者がゆとりをもって児童に向き合えるよう支援	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	本業務受注業者選定のために指名競争入札を行うも応札事業者1者により不調となった。本業務が、小学校給食のない土曜日や夏休み等の長期休業期間中、児童館利用児童に昼食を提供することで、子育てしやすい環境整備や保護者とこどもが向き合えるよう支援するために実施するものであるため、小学校給食がない日が続く夏休みまでには業務開始を行う必要があり、前述の応札事業者と契約いたしました。